

## 6月は、「外国人雇用啓発月間」です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」として、「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

現在、政府は一丸となって外国人材の受け入れ・共生のための取り組みを推進しており、入国前の日本語教育及び社会規範の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組などさまざまな外国人の雇用についての対策を実施しています。

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助など積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

### ～外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント～

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。

特に注意すべきポイントは次の通りです。

- ◆雇用契約期間・労働時間・業務内容・給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。
- ◆パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。
- ◆お互いを尊重し、誤解が生じないようにしてください。
- ◆外国人を雇用した時の届出（事業主の方からハローワークへの届出・外国人本人から出入国在留管理庁への届出）が義務づけられています。

詳しくは、厚生労働省のホームページからご確認ください。

